「「無所有共有一体社会」の実現を活動の目的としている団体に加入するに当たり全財産を出えんした者がその後同団体から脱退した場合に合理的かつ相当と認められる範囲で不当利得返還請求権を有するとされた事例」

(最判平成16年11月5日・民集58巻8号1997頁)

2016年5月12日

文責　柳川・宮本・丸山

Ⅰ　事実概要

X(原告・被控訴人・上告人)は昭和59年に夫が死亡した後、相続した土地の売却代金でアパートを建て、その家賃収入で3人の子と共に生活している。

Y(被告・控訴人・被上告人)は理想社会の思想であるヤマギシズムに共鳴し、ヤマギシズム社会を実践する人々を構成員とする権利能力なき社団である。ヤマギシズムは物を所有しない状態を理想とするため、構成員は原則として実顕地と称する場で働き、その生活に要する物はすべてYから支給される仕組みとなっている。部外者がYの一員となる(「参画」と呼ばれる)際にはその全財産をYに出えんする。

Xは会員から勧められてYが開催するヤマギシズム特別講習研さん会を受講し、昭和61年11月を1度目としてヤマギシズム研さん学校に3度入校した。平成元年6月、Xは参画申込書、出資明細申込書及び誓約書を提出し、長男及び次女を連れてYへの参画を申し込み、Yはこれを応諾した。長女についてはYが参画を断った。出資明細申込書には、「私は終生ヤマギシズム生活を希望しますので…いっさいの人財・雑財を出資いたします。」とあり、誓約書には「左記物権、有形、無形財、及び権益の一切を、権利証、証書、添付の上、ヤマギシズム…機関に無条件委任致します。」、「しかる上は、権利主張・返還請求等、一切申しません。」との記載がある。YはXが交付した不動産等の財産を金銭に換えた。XがYに出えんした財産の総額は2億8845万4052円であり、参画後にYが取得したXの年金は合計319万3941円、これらの合計は2億9164万7993円となる。

Xの参画に至る一連の課程に関与したYの担当者に社会相当性を欠く行為はなかった。また、Xは参画の時点において、終生Yの下で生活することを前提として、自らの提供する財産が、Yや他の構成員のために使用されることは承知していた。

Xは平成3年4月、実顕地を離れてアパートで長女と生活をするようになった。その後、長男は平成4年8月、次女は平成5年3月にそれぞれ実顕地を出て同アパートでXと生活するようになった。

平成6年12月、XはYに対して脱退の申出をし、平成7年初めにYの同意を得てYから脱退した。脱退に際してXは、出えんした財産のうち、少なくとも、長女、長男、次女の分として合計9300万円の返還を求めたが、長女の分として4030万円が返還されたのみであった。YはXらが実顕地で生活していた期間の生活費等、Xが実顕地を出てから脱退するまでのアパートの家賃等の生活費を負担していた。

　XはYに対し、主位的に不法行為に基づく損害賠償請求(XによるYへの財産の交付は違法なマインドコントロールによるものという主張による)、予備的に信託契約若しくは消費寄託契約の終了、又は全財産相当額が不当利得であるとしてその返還を請求した。

第1審はYによる不法行為の存在は認めなかったものの、XによるYへの財産の交付は出資にあたり、XY間の契約の内、脱退による出資の返還を認めないとする部分については公序良俗に反し無効であり、XY間の参画契約は将来に向けて取り消され、YはXに対し特別受益1000万円を控除した2億4134万7993円を支払うよう判示した。

これに対し原審は出資を「一切」返還しないとする点において参画契約は公序良俗に反するとしながらも、Xは出資した財産が他の構成員にも共有され、Yの活動のためにも使用されることを承知していたのであり、この出資自体が社会相当性を欠くものではなく、YはXに1億円を返還するのが相当であると判示した。請求を1億円とこれに対する遅延損害金の支払を求める限度でしか認容しなかった原審の判断を不服としたXが上告した。

Ⅱ　判旨

　＊主文―上告棄却

　Xは、前記のとおり、講習等を受講し、Yの思想、活動の目的、内容等を認識し、理解した上で、参画を決意し、Yとの間でその全財産を出えんする旨の約定をし、これに基づきその全財産を出えんしたものである。上記出えんに係る約定及びこれに基づくXの出えん行為は、ヤマギシズム社会において要求される「無所有」の実践として行われたものであり、Xが、終生、Yの下でヤマギシズムに基づく生活を営むことを目的とし、これを前提として行われたものであることが明らかである。ところが、本件においては、Xは、Yへの参画をした後、前記のような事情の変更があったことから、Yの同意を得てYから脱退をしたものである。これにより、上記出えんに係る約定及びこれに基づくXの出えん行為の目的又はその前提が消滅したものと解するのが相当である。そうすると、上記出えんに係る約定は、上記脱退の時点において、その基礎を失い、将来に向かってその効力を失ったものというべきである。したがって、上記Xの出えん行為は、Xの脱退により、その法律上の原因を欠くに至ったものであり、Xは、Yに対し、出えんした財産につき、不当利得返還請求権を有する。

　次に、XがYに対して不当利得として返還を請求し得る範囲について検討する。上記不当利得返還請求権がXの脱退により事後的に法律上の原因を欠くに至ったことを理由とするものであること、Xは、脱退するまでの相当期間、長男及び次女と共に、Yの下でヤマギシズムに基づく生活を営んでいたのであり、その間の生活費等は、すべてYが負担していたこと、また、Xは、自己の提供する財産がYや他の構成員のためにも使用されることを承知の上で、その全財産を出えんしたものであること等の諸点に照らすと、XがYに対して出えんした全財産の返還を請求し得ると解するのは相当ではない。Xの不当利得返還請求権は、Xが出えんした財産の価額の総額、XがYの下で生活していた期間、その間にXがYから受け取った生活費等の利得の総額、Xの年齢、稼働能力等の諸般の事情及び法条理に照らし、Xの脱退の時点で、Xへの返還を肯認するのが合理的、かつ、相当と認められる範囲に限られると解するのが相当である。

　なお、XとYとの間の参画に係る契約には、Xが出えんした財産の返還請求等を一切しない旨の約定があるが、このような約定は、その全財産をYに対して出えんし、Yの下を離れて生活をするための資力を全く失っているXに対し、事実上、Yからの脱退を断念させ、Yの下での生活を強制するものであり、XのYからの脱退の自由を著しく制約するものであるから、上記の範囲の不当利得返還請求権を制限する約定部分は、公序良俗に反し、無効というべきである。

Ⅲ　争点

　「無所有共有一体社会」の実現を目的とするY団体に参画するに当たり全財産の出えんをしたXはYからの脱退後、出えんした財産の返還を請求できるか。また、その返還の範囲はどの程度か。

Ⅳ　基礎知識の確認

・民法第703条(不当利得の返還義務)

　法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

　要件：①受益

　　　　②受益と損失の因果関係

　　　　③損失

　　　　④①～③につき「法律上の原因」がないこと

※「法律上の原因」がないこと→財貨の移転を基礎づける法律関係が表見的には存在するように見えたが、実は存在しなかった場合等。

　　　　　　　　　　　　　　 Ex)契約が無効の場合、取り消された場合、解除された場合

・権利能力なき社団

　社団の実態を有するが法人格を与えられていない団体。法人格を得ていないが実質的には法人と同様の組織を有し、構成員から独立して行動している団体がこれに当たる。

Ⅴ　第1審、原審との比較

ⅰ)第1審

　・一次的請求→棄却

　・二次的請求→認容

・一次的請求…不法行為に基づく損害賠償請求について

　→「Yの地域会員がXに対してした勧誘は、…やや誇張された表現を用いたものであったとはいえるものの、…参加を強要したり、参加以外の選択肢がない状態にXを追い込むものであったとの事情は認められず、社会的相当性を欠くとは言えない。」

　　また、「特講のカリキュラムの中では参画や全財産の交付が直接勧誘されたことはなく、Xが実際に参画と本件財産交付に至ったのは特講後に参加した三度の研鑽学校の後であり、…Xが、特講、研鑽会で感じた不安や心理的負担を抱えたままの状態で参画や本件財産を交付したとは言えない。」

　　加えて、「Xは、参画して間もないころ、Y調整機関、実顕地での生活について相当客観的に見ることのできる状態にあった」。よって、「参画当時、Xが、Y調整機関によって思考を操作・支配されており、他の考え方を全く受け付けず、疑問を感じる姿勢が失われているといった状態にあったとまで認めることはできない。」

　　上記によると、「本件では、Xの特講、研鑽会への参加、参画と続く一連の過程へのY調整機関の担当者の関与について、本件財産交付に向けられた違法な行為があったと認めることはできず、Xは、自らの相当程度合理的な判断に基づいて特講・研鑽学校への参加及びY調整機関への参画を決断したものと認められる」ので、不法行為を理由とするYの請求は、認められない。

・二次的請求…信託財産返還請求、寄託金返還請求、不当利得返還請求について

　①本件出捐行為の法的性質について

→「XもYも、参画に際してXにおいてY調整機関に譲渡した財産がXに返還されることを全く予定していなかったのであるから、…XがY調整機関に財産を信託したものと見ることも、金員を寄託したものとも見ることもできないというべきである。」

　　「Xが参画に際して全財産を出資したのは、構成員としての地位を取得する対価としてではなく、実顕地において無所有共用一体生活を送るために無所有状態を作出する必要があったことによるものと認められる。」

「Y調整機関が、ヤマギシズムを実践することを目的とする社団であり、多額の資産を有する者を参画させることにより利益を挙げることを目的とする社団ではないことから」すると、「Xがヤマギシズムを実践する意思を喪失しY調整機関を脱退した場合において」、Xが「出資した財産が…残存しているにもかかわらず何ら清算をしないで」Y調整機関が「これを保有することができるとすべき合理的理由はないというべきである。」

②不当利得返還請求権の有無

→以上の諸点を考慮すると、「本件参画契約において、脱退後も参画時に出資した財産の返還ができない旨定めている部分は公序良俗に反し無効というべきである。」

また、「本件参画契約については、Y調整機関を脱退した場合には、Xにおいて出資に関する合意部分も将来に向かって取り消すことができ、その取消しの時点においてY調整機関に参画時に出資させられた財産からなる利得が残存している場合には、不当利得としてその返還を求めることができるものと解するのが相当である。」

ⅱ)原審

　・一次的請求→第1審を支持

　・二次的請求→認容

・二次的請求…信託財産返還請求、寄託金返還請求、不当利得返還請求について

①本件出捐行為の法的性質について

　→1審で判示した点に加えて、「Yは、参画者から受け取った財産については、持分権や返還義務を観念することはできないとの立場を堅持し、従来、Yからの脱退者に対しては、…出資割合に応じた清算金の返還はもちろん、参画者から受領した金員の払い戻しや、返還は全く行っていない…。したがって、Yとしても、参画者から引き離された財産を参画者のために運用したり、将来参画者に返還することは考えていなかったものというべき」であり、「当該財産については、XがYに信託したとか、あるいは寄託したとみることはできないというべきである。」

②不当利得返還請求権の有無

　→「Yに参画する者は、…参画の時点においては、ヤマギシズムの基本理念に賛同し、…ヤマギシズム生活を送ることを前提として」、出資した財産が他の構成員や「Yの活動のためにも使用されることを承知の上で全財産を出資するものということができる。」したがって、「Xがヤマギシズムを実践してヤマギシズム生活を送る意思を喪失してYを脱退する場合には、出資の上記前提が失われることにな」る。また、「YにおいてXの出資した財産が…残存しているにもかかわらず、…そのすべてを保有し続けることができるとする実質的理由も失われることになる。」

　　さらに、「Yからの脱退の自由を認められているといっても、…それまで所有していた全財産をYに出資して無所有となった…構成員にしてみれば、…全く財産が返還されないのであれば、無一文でYから出ていかなければならず、…Yから脱退することは、事実上著しく困難かつ制約されることになるものといわなければならない。」したがって、本件契約について「Yから脱退しても参画時に出資した財産について全く返還請求をすることができない趣旨のものとすれば、…Yを脱退しようとするXに脱退することを断念させ、ヤマギシズムの「無所有共用一体生活」を強制することに」なり、「思想及び良心の自由を保障している憲法19条及び結社の自由を保障している憲法21条の趣旨にもとる結果になるものといえる。」

　　これらの点を考慮すると、「本件参画契約のうちXがYを脱退する場合に…Xの出資した財産を「一切」返還しないとする部分は、「一切」返還しないとする点において公序良俗に反するものといわなければならない。」

ⅲ)第1審、原審、本判決の比較

二次的請求について、Yの性質を権利能力なき社団としている点、Xによる財産交付の性格を信託契約や寄託契約によるものではないと解する点、XY間の参画契約自体は社会相当性を欠くものではないとする点、XがYの下で生活するという前提が脱退によって失われたことにより出捐の前提も消滅したためにYが出捐を保有する基礎が将来に向かって失われたとする点は1審、原審、本判決いずれにおいても共通している。判断が分かれるのは参画契約のうち、出資を返還しないとする部分の扱い及びYがXに返還すべきとされる金額である。

第1審は参画契約の内、不返還約定の部分は無効とした。Xの脱退により、終生Yの下で生活をするという参画契約の基礎部分が失われたことを以て将来に向けて契約の合意部分の取消しを可能とし、取消しの時点において残存しているXの出資した財産から、参画中にXがYから受益したと考えられる分を差し引いた額を返還するよう判示した。参画中の受益分は利得消失と解したものと思われる。

それに対し原審は不返還約定を「一切」返還しないとする部分において公序良俗に反するとしたが、不返還約定自体を全部無効とはしなかった。不返還約定が公序良俗に反しない範囲でYはXに出資金を返還すべきであり、返還すべき額の考慮要素として出資した財産の価額、Yに参画していた期間、参画中にXが受けた利益の有無・程度、Xの家族状況、年齢及び稼働能力、Yの資産状況を挙げ、結論としてXが返還する金額は1億円となり、第1審の判示した額からほぼ半減することとなった。原審はXYが契約締結時に脱退を予期していなかったことから参画契約に出資返還の定めがなかったものとし、Xによる出資返還請求の性質を参画契約の解消による契約上の清算請求権と解したと考えられる。[[1]](#footnote-1)

本判決は不返還約定を、Xによる不当利得返還請求権を制限する部分において公序良俗に反し無効とした。その結果、返還すべき額の考慮要素については原審においてあげられた諸要素からYの資産状況についてという要素を差し引いたものを判示したが、結論としては原判決を支持した。

Ⅵ　不当利得の類型に関する学説、判例

　本判決は、法律上の原因が契約後に失われた場合において不当利得返還請求を認めるものとする類型である「目的消滅の不当利得」に当てはまる事例である。一部論文では「当事者が合意により将来における一定の結果の発生を期待して出捐した場合に、その目的とした結果が発生しないときは、給付者は給付したものの返還を請求できる[[2]](#footnote-2)」とする類型である「目的不到達の不当利得」に含まれる事案とも考えられている。

ⅰ)目的消滅の不当利得

　例としては消費貸借契約の成立により交付された債権証書に対する債務弁済後の返還請求(§487)、解除条件付でなされた給付の解除条件成就後の返還請求が挙げられる。

　　以下は判例で取り上げられた例である。

・大判大正5年4月21日民録22輯796頁

　　帝国議会の議員が歳費として1月から6月までの半年分の支給を既に受けていた場合に、6月に入らない前に辞職したときは、その6月分の支給は法律上の原因なくして利得したものであるとした。

・大判大正11年6月14日民集1巻310頁

　　株式会社創立総会で資本減少の決議がなされ、引受株が償却された場合において、既になされていた払込は法律上の原因をなくしたものとして、会社側は株式引受人に対して払込金を不当利得として返還すべき義務を負うものとした。

ⅱ)目的不到達の不当利得

　　上述の定義に加え、「債務履行のためではなく、債務履行以外のある目的のために出捐がなされ、その目的が達成されなかった場合に給付は法律上の原因を失う[[3]](#footnote-3)」というものが、この類型に当たるとされる。事案類型としては3つに分けられる。

①将来の債権関係の発生を目的として給付がなされたが、債権関係は発生しなかった場合

　Ex)賃借人が将来、賃貸借契約が締結されることを期待して保証金を支払ったが契約は締結されなかった場合

　給付の目的は相手方からの反対給付だが、それが履行されないとき、先履行した給付の返還を求めるものである。

②相手方の反対給付を誘引するために給付したが、反対給付がなされなかった場合

　Ex)相続人指定されることを期待して家政婦が無償で長年働いていたが相続人指定されなかった場合

　給付受領者に法的には拘束できない行為を行わせるために給付がなされている。①と

異なるのは将来、自分が履行すべき給付を先履行したものではないことである。

③交換契約や贈与契約の当事者間で、その契約にとどまらない目的を義務付ける合意がな

された場合

　Ex)婚姻が不成立の場合の結納金(大判大正6年2月28日民録23輯292頁)

　合意された目的でそれを利用する旨の出捐がなされたが目的の通りに利用されなかった

ケース等が考えられる。

Ⅶ　従来の判例

不返還約定に関連する従来の判例

・最判平成11年2月23日民集53巻2号193頁

　　民法678条は、組合員はやむを得ない事由がある場合に組合の存続期間の定めの有無

にかかわらず、常に組合から任意に脱退できる旨を規定しており、これに反する組合契

約における約定は公の秩序に反し無効と解されると判示した。

・最判平成元年12月14日民集43巻12号2051頁

　　ユニオン・ショップ協定(労働者が労働組合の組合員たる資格を取得せず又はこれを失

った場合に、使用者をして当該労働者との雇用関係を終了させることにより間接的に労

働組合の組織の拡大強化を図ろうとするもの)のうち解雇義務を定める部分は民法90条

　に反し無効とした。

Ⅷ　私見

本判決は、本件のような団体加入の事案において、脱退後に不当利得による返還請求を認め、かつ、その範囲を限定する事情について言及したものである。

従来、宗教団体等に参加した者が、寄付した財産について脱退の際に返還を求めるというような事案が存在していたことを踏まえると、不法行為に基づく損害賠償請求が認められない場合や、出資金の払戻請求が認められない場合でも、不当利得を理由に返還請求を認めるという判断は類似の事案においても適用することが可能であり、その点において本判決が示したことは意義があるものであるといえる。

また、当時の社会情勢や当事者の状況等を鑑みると、返還額に制限を設けることを認めた点についても、評価することができる。

　しかしながら、本判決における返還額の減額事由の曖昧さについては再考すべき点があると考えられる。

本件では第1審と原審で返還額が大幅に異なっており、第1審では出捐した財産からXが団体加入中に受けた利益を控除した額、つまり、ほぼ全額の返還を認めたのに対し、原審・最高裁ではいくつかの考慮要素を挙げ、それによって返還額を減額した。ここで、原審・最高裁では、出捐財産価額、参画生活期間、参画中のXの受益の程度、Xの年齢、稼働能力等を考慮要素とし、加えて「返還が合理的かつ相当と認められる範囲に限られる」と示した。しかし、この判断基準は、個別具体的な諸事情を考慮するというものであり、一貫した立場に立った論理を導くことができるとは言い難いため、類似の事例に上記の考慮要素をそのまま当てはめて適用することは難しいと予想される。本件においても、第1審と比較して原審・最高裁では返還額にかなりの変化があったが、上記の考慮要素をどのように最終的な返還額に反映し、結論に結びつけたのかということが明示されておらず、返還額の範囲決定にあたっての曖昧さが目立つ。この点について、例えば出資財産の価額であればどの時点をもとに計算するのかといったことや、Xが受けた受益とは具体的にどのようなものであったか、そして、団体がどのような性質をもつものであったかといったことが示されるべきであったと考えられる。

　以上のことを踏まえ、班としては本判決の、不当利得返還請求ができる場合の枠、パターンを広げたという点については肯定するが、そこに内在する範囲の決定に関しては、言及すべき点についての課題が残る判決であると評価する。したがって、最高裁の判断には、不当利得返還請求権の範囲の考慮要素について、再考の余地があると考えられる。

【参考文献】

森義之・最判解民事篇平成16年度(下)636頁

吉田邦彦「「無所有」団体脱退時の出捐財産返還の可否・範囲(公序良俗の事例)」ジュリ1291号77頁(2005年)

藤原正則「判例評論」判時1900号217頁(判評560号39頁)

中村肇「「無所有」団体から脱退した場合における不当利得返還請求の成否とその範囲」ひろば58巻11号64頁

藤原正則『不当利得法』(2002年、信山社出版株式会社)

内田貴『民法Ⅰ　[第4版]　総則・物権総論』(2008年、東京大学出版会)

1. 藤原正則「「無所有」団体からの脱退者による出資財産の返還請求」民商133巻3号496頁(2005年) [↑](#footnote-ref-1)
2. 藤原正則『不当利得法』79頁(信山社、第1版、2002年) [↑](#footnote-ref-2)
3. 前掲注(2) [↑](#footnote-ref-3)